

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

産婦人科医療機関 様

板橋区健康推進課

## 板橋区産婦健康診査の実施のお願い (医療機関のご担当者様へ)

平素より、板橋区の母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。  
本区では、区民が産後（流産・死産を含む）1か月程度で受診する産婦健康診査について、費用の一部助成（産婦1人につき2回まで）を行っており、業務委託契約を締結していない医療機関において受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、下記のとおりご対応いただきたくご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先（健康推進課母子保健係）までご連絡ください。

### 記

#### 1 産婦の住民登録地について

産婦が板橋区民であることをご確認ください。

償還払いの対応については、産婦健康診査受診日に板橋区に住民登録が必要となります。ついては、マイナンバーカードの健康保険証等で板橋区民であることをご確認ください。

#### 2 基本的な健診項目およびこころの健康のチェック（エジンバラ産後うつ病質問票等）について

基本的な健診項目および「こころの健康のチェック」（エジンバラ産後うつ病質問票等）を実施してください。

「こころの健康のチェック」につきましては可能な限りご対応ください。また、医療機関の判断により必要時、赤ちゃんへの気持ち質問票等を実施いただきますようお願いいたします。

受診後、母子健康手帳における「出産後の母体の経過」に「こころの健康のチェック」の実施有無等をご記載ください。

（原則、こころの健康のチェックの結果は、母子健康手帳に記入する必要はありませんが、記入する場合は産婦の了承を得てください。）

※こころの健康のチェックに記載がない場合、償還払いの対象になりません。

※こころの健康のチェックは必ず実施していただくものではありませんが、産婦の状況（流産・死産後の健診であり質問票を用いることでかえって産婦に精神的負荷をかける／精神的な困難について、すでに他の医療機関に受診済みである、等）によって未実施の場合、その旨を母子健康手帳の「出産後の母体の経過」等にご記載くださいますようご協力お願い申し上げます。

### 3 実施した産婦健康診査の結果について

自己負担で実施した産婦健康診査の結果について、母子健康手帳の「出産後の母体の経過」のページに基本的な健診の結果を記入してください。

受診した産婦が板橋区に償還払いの申請をする際に、産婦健康診査の基本的な健診の結果及びこころの健康のチェックの実施有無が記載されている「母子健康手帳の写し」、「産婦健康診査費用の領収書および診療明細書」が必要です（母子健康手帳に記載がない場合、受診の状況についてお電話で確認させていただく場合があります）。

### 4 支援が必要な方の対応について

産婦健康診査の結果、支援が必要と判断された場合、速やかに産婦の居住する管轄の健康福祉センターへ電話連絡等でご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。（別表1参照）

### 5 その他の留意事項について

令和8年4月1日から9月30日までに東京都内の医療機関等で受診された方は、産婦健康診査受診票を使用できません。その旨をご留意ください。

（問合せ先）板橋区健康生きがい部健康推進課母子保健係

TEL：03-3579-2313 FAX：03-3962-7834

【連絡先受付時間】 8：30～17：00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

別表1

| 健康福祉センター                       | 担当地域                                                                                                              | 連絡先                |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 板橋健康福祉センター<br>板橋区大山東町32番15号    | 板橋、稲荷台、大谷口、大谷口上町、大谷口北町、大山町、大山金井町、大山西町、大山東町、加賀、熊野町、小茂根（1丁目1番地のみ）、幸町、栄町、中板橋、仲宿、仲町、中丸町、氷川町、双葉町、富士見町、本町、南町、向原、大和町、弥生町 | 電話<br>03-3579-2121 |
| 上板橋健康福祉センター<br>板橋区桜川三丁目18番6号   | 上板橋、小茂根（1丁目1番地を除く）、桜川、東新町、常盤台、東山町、南常盤台                                                                            | 電話<br>03-3937-1041 |
| 赤塚健康福祉センター<br>板橋区赤塚一丁目10番13号   | 赤塚、赤塚新町、大門、徳丸、中台、成増、西台、三園（1丁目のみ）、四葉、若木                                                                            | 電話<br>03-3979-0512 |
| 志村健康福祉センター<br>板橋区蓮根二丁目5番5号     | 相生町、小豆沢、泉町、大原町、坂下、清水町、志村、蓮沼町、蓮根、東坂下、舟渡、前野町、宮本町                                                                    | 電話<br>03-3969-3839 |
| 高島平健康福祉センター<br>板橋区高島平三丁目13番28号 | 新河岸、高島平、三園（2丁目のみ）                                                                                                 | 電話<br>03-3938-8621 |

※産婦の居住する地域のセンターにご連絡ください。